

大洲市パートナーシップ宣誓制度における行政サービスについて

(利用可能となるサービス)

項目(事業名等)	サービス内容	担当部署
市営住宅の申込等	パートナーシップ宣誓を行ったパートナーは、親族として取り扱う。(入居申請、同居申請)	都市整備課
入院時の症状説明、面会及び手術時の同意	入院時の症状説明、面会及び手術の同意について、パートナーシップ宣誓を行ったパートナーは、家族同様の取り扱いを行う。	市立大洲病院 事務課
救急搬送証明書の交付	救急自動車で医療機関等に救急搬送された事案についての証明書の交付を、本人に代わりパートナーが申請できる。	大洲消防署
り災証明書の交付(火災)	火災により被害を受けた方で、証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができる。	大洲消防署
り災証明書の交付(火災以外)	災害(火災及び雷に起因するものを除く)に遭った方で、「り災証明」及び「り災届出証明」が必要な方のパートナーが代理申請をすることができる。	税務課 商工産業課 農林振興課